

建指第 1543 号  
令和 7 年 1 月 28 日

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部長 殿

茨城県土木部長  
(公印省略)

市街化調整区域内の建築物の増築、改築及び用途変更に係る都市計画法による許可の  
要否の判断基準の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしたので  
貴会会員に周知願います。

※添付資料：改正基準

担当：茨城県土木部都市局建築指導課  
宅地グループ  
電話 029-301-4732